



あなたと町政を心ずくハイブ

安報むぎ

第141号

2018

8

発行 牟岐町議会・牟岐町役場 ● 編集 広報委員会 TEL.72-1111(代) ● 印刷 木村プリントテック
ホームページアドレス <http://www.town.tokushima-mugi.lg.jp/>



「四国八十八景に選定された松ヶ磯」



○町長所信	2	○平成30年度後期高齢者医療制度の	
○議案審議	3	歯科健康診査	18
○補正予算	5	○引越しの際の住所の異動手続	19
○一般質問	6	○地籍調査の実施について	20
○児童手当について	13	○犬猫の避妊・去勢手術費用の一部を補助	21
○特別児童扶養手当について	14	○「松ヶ磯」が四国八十八景に選定	22
○特定健診を受けましょう	15	○「四国の右下観光局」は宣言	23
○8月は保険証の定期更新月です	16	○障害を理由とする差別をなくそう	24
○臓器提供の意思表示	17	○海が吠えた日	25

皆さんの
声を
町政に

『将来牟岐町が存続するために!』

福井町長

現在の牟岐町の最も大きな課題は、防災と地方創生である。千年に一度の規模の南海トラフ地震が来ても多くの町民の皆様が生き残り再生できること。また、次の南海地震が来るまでに町が限界集落となり、地震津波で消滅することがないよう産業を振興させ安定した雇用を確保しておく必要がある。

去る6月7日、土木学会が公表した推計によると、南海トラフ地震が発生した場合、20年間に及ぶ経済的被害が1410兆円に上るとのこと。学会は「国難レベル」の災害になるとして、事前の対策の強化と都市機能の分散を進めるべきだとしている。

南海トラフ地震では、阪神淡路大震災、東日本大震災、あるいは、熊本地震など、これまでの各地の大震

災の時と違い3日経っても援軍が来ないことも考えられるので、最悪のことを想定し、対策を立て行動する必要があると考えている。

また、気象庁では南海地震の発生につながる異常が観測された場合、住民の皆様が警戒を呼び掛けるため、「臨時情報」を発表することとなったが、発表されれば社会的混乱が起きる恐れがあり、さらに解除が長引けば人口流出が続く企業活動も停滞する恐れがある。

しかし、できるだけ死傷者を減らすためには、発災前にこの臨時情報の発表を受け、要援護者の避難を行う必要がある。そして、そのためには避難所の確保が必要になるが、具体的な避難計画や避難訓練について町内会ごとに、あるいは、自主防災組織ごとに、役場と一緒に考え行動していた

だきたい。

皆様もご存知のとおり、牟岐町では住宅の耐震改修が殆ど進んでいない。これをカバーするためにも自主防災組織の平時からの活動が重要となるので、今後ともよろしく願いたい。

次に地方創生ですが、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年版の地域別将来推計人口によると、2045年には、徳島県の人口が53万5千人、牟岐町では1603人と大幅に減少している。平成25年版では、牟岐町の人口は2024人だったので、現実には、平成25年の推計以上に過疎化が進行しているということになる。そして、この2045年頃、今から27年後、先の南海地震から100年となり、南海地震の発生確率が最も高くなると言われている。

将来牟岐町が存続するためにも、できる限り地方創生の成果として雇用の増・所得の増に努めなければならぬが、遅くとも次の南海地震が来るまでに牟岐町

に生産性の高い産業を創っておかないと地震津波の後、殆どの人が牟岐町に帰って来ないと思われる。

一方、現在、毎年のように国の社会保障費が増えているが、現在の医療と介護と年金の水準を維持するためにはGDPを増やしていくしかない。そしてGDPの伸びしろは、これまで競争を続けてきた日本の大企業には殆どなくなっており、余力のある地方が活性化し



避難広場 (中村字杉谷)

伸ばすしかないと言われている。そのためには、一次産業の生産性を高める。また、これまで力を入れてこなかった観光業の振興を図るなどの新しい魅力的な取り組みが必要となる。現在、牟岐町では「牟岐の農業を考える会」などが生産性の向上に向けた取り組みを進めている。

観光については、今年の4月から県を中心とした1市4町で、徳島県南部版DMO^{※2}、観光まちづくり法人を設立し行動を開始した。今後、牟岐町としては、自らの役割を十分に理解し観光産業の創出に努めていく必要がある。

町民の皆様の連携した取り組みを切にお願いしたい。

※1 GDP

国内総生産で、一定期間内に国内で産み出された付加価値の総額。

※2 DMO

官民などの幅広い連携によって地域観光を積極的に推進する法人組織。

6月定例議会の

議案の内容と審議

定例議会が6月13日から15日まで開かれ、開会日には福井町長所信表明後、専決処分、繰越計算書の報告、条例改正4件、補正予算3件、人事案件1件の趣旨説明が行われました。

再開日には6名の議員が一般質問に立ち論議がなされ、その後、各議案を審議、町長提出の報告2件、議案8件が可決されました。

専決

◎牟岐町税条例等の一部を改正する条例

税制改正により住民税の給与所得控除制度・たばこ税の見直し、固定資産税の土地税制の現行制度の継続延長など。

(原案承認)

◎牟岐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

課税限度額の引き上げと軽減判定所得の見直し。

(原案承認)

◎平成29年度牟岐町一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ1億7395万5千円を追加し、予算総額を32億8159万8千円と定めるもの。

(原案承認)

繰越計算書

◎平成29年度牟岐町一般会計繰越明許費繰越計算書

平成29年度から30年度に繰り越したDMV導入事業補助金、防災拠点避難地整備事業、地籍調査事業、3tダンプ購入事業、社会資

条例

本整備総合交付金事業以上5件について、計算書を報告し、議会の承認を求めるもの。

(原案承認)

◎牟岐町指定地域密着型サービス（一）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

サービス携わる人員の確保を図るため介護職員初任者研修課程を修了した者を加える改正と事業所と従事者を区別するための改正。

(原案可決)

◎牟岐町指定地域密着型介護予防サービス（一）の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法第5条の2第

1項とすべきであったものに第1項が抜けていたので改める。

(原案可決)

◎牟岐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現行の放課後児童支援の基礎資格である「教諭となる資格を有する者」の趣旨を明確化するための改正。

(原案可決)

◎牟岐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

代替保育の提供先の緩和及び家庭的保育事業における食事の提供体制の緩和を行うもの。

(原案可決)



※ DMV
DMVは、Dual Mode Vehicle（デュアル・モード・ビークル）の略
道路とレールの両方を走行できる車両のこと。

議

案

審

議

人事

◎牟岐町固定資産評価員の
選任

固定資産評価員に新たに
税務会計課長木田憲二氏を
選任するため議会の同意を
求めるもの
(原案可決)

質問(要旨)

(多くの議員発言がありま
したが、紙面の都合上、一
部を掲載しています。)

質 櫻谷議員

出羽島古民家活用計画策
定事業の内容は。

答 田中産業課長

歴史的に、また、島の人
が残したい古民家の活用を
島の人といっしょに考えて
いきたい。



質 山議員

各地域の備蓄倉庫の備品
について、町からの補助は。

答 浜内総務課長

備蓄倉庫を設置した場合
には、町が簡易トイレ、毛
布など揃えて入れている。

質 森議員・横尾議員

NPO牟岐キャリアサポ
ー卜の活動内容は。

答 久米教育次長

平成29年度から活動して
いる。町内の小・中・高校
生に対する学校外によるキ
ャリア支援事業を委託して
いる。主な事業は、小中学
生に対するシラタマ活動と
高校生に対するローカルハ
イスクール。

補正予算

◎平成30年度牟岐町一般会
計補正予算

歳入歳出それぞれ1億1
624万円を追加し、予算
総額を29億4219万円と
定めるもので、内容は5ペ
ージに記載のとおり。
(原案可決)

◎平成30年度牟岐町簡易水
道事業会計補正予算

営業費用の件費で20万
7千円、資本的支出の水道
情報管理システム機器購入
費で70万円を計上するもの。
(原案可決)

◎平成30年度牟岐町介護保
険特別会計補正予算

介護保険制度改正に係る
システム改修の経費を追加
して、歳入歳出それぞれ3
19万2千円を追加し、予
算総額を7億8568万1
千円とするもの。
(原案可決)

議会の動き

(6月)

5日 全員協議会、議会運営委員会

6日 牟岐町戦没者追悼式

13日

第2回定例町議会

15日

21日 第1回臨時議会

26日 阿南安芸自動車道整備

促進期成同盟会総会 (田野町)

27日

徳島県町村議会議長会

役員会 (徳島市)

(7月)

13日 四国新幹線整備促進期成会

東京決起大会 (東京都)

24日

徳島県町村議会議長会

役員会 (徳島市)

(8月)

3日 徳島県町村議会議長会

定例会 (徳島市)

8日

徳島県町村議会議員

研修会 (徳島市)

9日

四国横断自動車道建設促進期成

同盟会総会 (阿南市)

23日

町村議会広報紙作成講座 (徳島市)

平成30年度一般会計の予算総額は

29億4219万円になりました。

6月補正予算は、1億1624万円の追加です。(原案可決)

歳入予算の主なもの

金 額	内 容	
1,800,000円	国庫支出金	地方創生推進交付金
1,440,000円	県支出金	森林施業集約化支援交付金事業
5,440,000円	県支出金	農山漁村未来創造事業
83,116,000円	繰越金	前年度繰越金
2,300,000円	諸収入	一般コミュニティ助成
3,000,000円	諸収入	とくしま創生推進事業助成金
28,400,000円	町債	過疎債(追加分)

歳出予算の主なもの

金 額	内 容	
5,624,000円	固定資産台帳更新業務及び財務書類作成支援業務	
1,500,000円	ソーラー式避難表示灯修繕	
16,100,000円	牟岐町社会福祉協議会補助金(法人運営・各種事業分)	
4,237,000円	敬老祝金	
1,561,000円	斎場修繕料	
17,110,000円	海部郡衛生処理事務組合負担金(追加分)	
3,000,000円	林地台帳システム導入委託料	
1,920,000円	森林施業集約化支援交付金	
11,265,000円	水産振興費補助金(アワビ輪採制・種苗放流事業他)	
2,750,000円	牟岐町商工会補助金	
4,800,000円	牟岐町商品券発行事業	
2,300,000円	一般コミュニティ助成事業	
2,600,000円	移住支援パンフレット作成	
1,500,000円	出羽島古民家活用計画策定事業	
2,000,000円	道路修繕料	
3,000,000円	サマースクール負担金	

災害用備蓄食料確保事業 120万円



町道大東線側溝整備工事 350万円



海部病院の造成地の無償貸与の是非について



櫻谷 千重子 議員

質 櫻谷議員
海部病院用地造成を牟岐町は、5億1900万円も負担し、借金もその分増えた。

徳島新聞に掲載された「わが町の財政」には、地方債残高が46億5633万円、基金残高が10億5769万円、実質公債費比率6.5%、将来負担比率72.5%となっている。南海トラフ巨大地震の浸水地域に立地する町役場の移転も急務だ。庁舎建て替えには10億円以上を要するにもかかわらず、平成28年度末の基金残高は10億5769円しかない。牟岐町の現状は約10億円

庁舎建て替えについて

の貯金に対し、約46億円の借金ですから、貯金に比べて借金が約4.6倍、5億1900万円も負担して、牟岐町が徳島県を支援できる状況ではない。30年間無償提供するとの説明だが、無償提供ではなく相応の対価で売るか有料で貸すのが妥当だ。

答 福井町長
他町は、これまで町立病院の運営で苦勞してきたのに、牟岐町は何ら負担していない。

牟岐町が移転用地を提供するということ、他町の理解も得、県の事業執行につながったと理解している。毎年3千万円程度ずつ20年間支払い返済する。30年後牟岐町の資産として売却等も可能になると考えている。

質 櫻谷議員

南海トラフ巨大地震に向け、庁舎建て替えは急を要する事である。5案から2案に絞り込みができていない。耐震化・移転等検討委員会の協議も遅々として進んでいない。

南海トラフ巨大地震が起きたらどう対処するのか、一日も早い役場庁舎の移転建設を望む。

牟岐町は「湯のさと鬼ヶ岩屋」「西部保育所」の売却後の税の措置なども工夫し、負担軽減につながる必要があるとしながら、本議会に条例案が出ていないのはなぜか。

この際、町所有の森林2か所も使い道がないのであれば、売却の方向で庁舎建て替えの財源につなげてはどうか。

答 福井町長

現在の役場庁舎は、耐震性もなく、南海トラフ地震が発生した場合、倒壊の危険性もあり、南海トラフ地震の発生確率が70%から80%に引き上げられた現在、早急に移転改築する必要がある。今後、できるだけ早く、町民の皆様にも説明し、移転地を決定したい。条例案は、現在内容を検討中。

町有の活用されていない財産は、処分するスタッフを揃えているので、できるだけ早く進めたい。



移転改築する必要がある役場庁舎

- ※1 実質公債費比率
一般会計等が負担する元利償還金及び准元利償還金の標準財政規模に対する比率。
- ※2 将来負担比率
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。
この比率が高い場合、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。

無料Wi-Fiスポットの設置状況 と今後の取り組みについて



森 定雄 議員

牟岐町では現時点で公共のWi-Fiはどのようなものがどこに何箇所設置されているのか。

内臓バッテリーがあり停電時にも使えるものや、設置場所や性能で電波が届く範囲も変わってくるかと思いが、そういった性能も含めて、現在設置されている物の詳細は。

災害時において電話回線

が混雑した場合にも、Wi-Fiがあれば、インターネットを通じて情報収集ができ外部と連絡を取ることにも可能になり、多くの人が集まる避難場所や孤立の危険性が高い避難場所などに設備があれば、いざというときの通信手段の確保にもつながる。

インターネット環境の改善は、災害時の連絡手段としても使え、平時は住人の利便性の向上にもつながるかと思われるが、その他観光への活用なども視野に入れた今後の取り組みは。

質 森議員
2017年の調査では、全国的なスマホの普及率が7割を超え、10代から20代の若年層では、およそ9割、60代でも5割の人がスマホを持つ世の中になっている。また、年々増加傾向にある外国人観光客が、訪日の際、不便に思ったことのひとつに、無料Wi-Fiスポットが少ないという意見がある。このような需要の高まりと共に、昨今では空港や駅、病院等の公共施設やコンビニ等の店舗でも当たり前のように見かけるようになってきた無料Wi-Fiスポット。



Wi-Fi (ワイファイ) とは？
Wi-Fi は公衆無線LANの通信方式の名称。
無線LANは基地局とスマホなどを無線でつないで、データ通信をする仕組みのこと。

答 福井町長

現在Wi-Fi設備は、旧牟岐小学校の中村地域活性化センターと旧河内小学校の河内地域活性化センターの2か所に設置されているが、非常用電源もなく、施設の利用者しか使用できず、セキュリティは高くない。

県が設置したWi-Fiスポットは、牟岐少年自然の家と県立海部病院にあるが、海部病院のものは災害時しか利用できない。

需要の高まりや災害時の通信手段として、無料Wi-Fiスポットの増設は必要であると考えているが、セキュリティの高いものを設置すれば設置費用が700万円から800万円、それぞれの施設への接続に100万円、ランニングコストとして毎年100万円程度必要になってくるため、現時点では本格導入できない。将来的には財源を考慮しながら設置を検討すべきである。

観光客増加による地域活性化への展望は



堀内 隆弘 議員

質 堀内議員
 今後少しずつ観光客の方も増えてくる見込みのある中、どのように地域経済の活性化へつなげていく展望か確認しておきたい。
 例えば、たびたび人気の温泉地ランキングでもトップ10に入る温泉地。ではさぞかし地元は活性化しているのだろうと思っ
 て人口動態を見てみると、若者がどんどん町外に流出し、人口流出率は県内でトップだったりする。
 観光産業が地元経済への波及効果を生んでいないため、消費されたお金は地元
 に還元されにくい。

結果としてその他の産業に波及せず雇用を生まない事例など少なくない。
 活性化へつなげる具体案がなければより良い効果が生まれにくい可能性も大いにある。

今こそ、地域経済活性化へつなげる展望を具体的にすべきだと思うが、どのような展望を持っているのか。

答 福井町長
 それぞれの目的に応じ、消費者の需要を満たせるような施設、土産物、料理等の提供ができるよう取り組む必要がある。
 今後、商工会、観光協会、地元の方々との連携を深めながら、観光客から満足できる「おもてなし」ができるよう、取り組んでいきたい。

高齢者の交通手段を確保するための

質 堀内議員
 神戸市では市内高齢者の移動手段確保などの課題に対し、N T Tと自動運転移動サービスの実証実験が行われ、個人的にも驚きと共に技術の進歩を実感している。
 牟岐町単独ではここまでの規模の実証実験などは現実的ではないが、海部郡を含め、徳島県全体でも高齢化による移動手段の確保は近い将来大きな課題となるはずである。

他町・県などはこれらの課題へどのように考えているか把握しているのか、もしくは、こちらから他の事例などを参考に呼びかけるなどしてみてはどうか。

道と路線バスの最適化、駅を拠点としたコミュニティバス等の運行、外国人向けの環境整備などを推進しており、平成30年度は「次世代地域交通ビジョン（仮称）」の策定に向け、移動実態ニーズ調査を実施しているとのこと。

また、海部郡3町、那賀町、東洋町を含めた5町においても、エリア別ワーキング部会を設置し、拡張の状況を検討し、路線バス維持継続や路線の最適化等について協議を進めている。
 今後、国、県、他市町村等の動向も踏まえ、路線バス運行ルートの充実や、タクシー助成金制度の充実のほか、コミュニティバスやデマンドバスの運行なども検討したい。



- ※1 コミュニティバス
 道路運送法に規定された乗合バスの一種。正式な定義はないが、おもに路線区間を定期的に運行する小型の乗合バスをさす。
- ※2 デマンドバス
 定まった路線を走るのではなく、利用者の呼び出しに応じることにより適宜ルートを変えて運行されるバスのこと。

答 福井町長
 徳島県では、生活交通協議会において、交通弱者と訪日外国人対策として、鉄

防災減災と避難生活での 対応と備えを万全に



一山 稔 議員

- 質** **一山議員**
- ① 特設公衆電話の現状と設置、携帯ラジオの配布は。
 - ② 橋、道路、水道の維持管理、老朽化対策は。
 - ③ 水位計の設置は。
 - ④ 災害時、学校や町民体育館のトイレへの対応は。自動ラップ式トイレ購入活用の考えは。
 - ⑤ 旧牟岐小の南校舎に「避難場所ではない」との周知を。
 - ⑥ 障害の内容を知らせるバンドナの配布を。
 - ⑦ 子どもの三疾患に必要な医療品の確保は。
 - ⑧ アレルギー対応食の備

- 答** **福井町長**
- ① 特設公衆電話は、町民体育館と出羽島避難所に設置、連絡は、防災行政無線で通信の確保を図る。携帯ラジオの配布は考えていない。
 - ② 大川橋線は起債で実施する。舗装修繕事業は、過疎対策事業で対応。橋は、橋梁長寿命化修繕計画を進める。
 - ③ 水道管は、補助金も活用し財政状況を勘案し進める。
 - ④ 水位計は、知事に雨量計の設置とともに要望している。
 - ⑤ 簡易トイレを増やすか

- ⑥ 蓄の現状と対応は。アレルギー、緊急連絡先、お薬手帳を持たせる指導は。
- ⑦ 避難所で女性が必要な備品の備えは。
- ⑧ 検討したい。水が確保できれば水洗トイレも対応する。
- ⑨ 北校舎への誘導表示看板が効果的と思う。
- ⑩ バンドナは対策協議で考える。



※ おひさまスクール
小学校に通う留守家庭児童を
対象とした放課後の居場所を
確保する事業で、現在、中村
地域活性化センター（旧牟岐
小学校）2階で実施していま
す。

学校防災対策と危機管理 マニュアルを綿密に

質 **一山議員**

石巻市の児童が津波で亡くなった件で、学校と市の連携が取れていれば防げたかもしれない。

地域との協力体制や関係機関との体制づくりや連携は。

答 **峯野教育長**

総合学習時間に防災教育をテーマに聴き取りやフィールドワーク、「防災キャンプ」を町の担当、自主防災、婦人会、老人会と連携・協力し、活動をしている。

- ① 常食を揃えたい。
- ② 「災害時連絡票」を提出してもらっているが、項目も加え対応をした
- ③ い。
- ④ 女性に必要な備蓄品は「町防災会議」で検討したい。
- ⑤ ※おひさまスクールの移転は早く結論を出したい。
- ⑥ ※おひさまスクールを市宇ヶ丘に移転してほしい。
- ⑦ 平素からの学校と地域との関係づくりが、非常時において、スムーズな連携や協力体制の構築につながると考えている。
- ⑧ 教育委員会も地域や関係機関との連携・協力体制がより確かなものになるよう努めたい。

糖尿病対策の強化を



藤元 雅文 議員

言える。

今後、個別訪問や相談を継続し、健診や受診を勧め、予備軍になった方には、発症しないように保健指導やかかりつけ医と連携し重症化予防に努めたい。

また、楽しく歩いて美味しい健康食を食べるイベントや各種ウォーキング行事を支援したい。

答 久米教育次長

肥満傾向の児童・生徒は約10%で、保護者には啓発等のはたらきかけをしており、希望者には健康相談を実施している。

答 久岡健康生活課長

国保連合会のデータ分析では、重症化している人の割合が少なく、適切な治療を受け、コントロール不足の方は少ないと評価されている。

答 大柳戸保育園長

平均値と比べ肥満が心配されるお子さんはいないが、乳幼児期の生活習慣、健康管理がその後の発育に関係することから他機関との情報共有が必要と考えており、一人ひとりの発育が分かるようデータの整備を仕直したい。

時間外勤務引き続き改善を

質 藤元議員

県教委が実施した「教員時間外勤務状況調査」によると、過労死ラインの月80時間を超える教員の割合は、小学校では19%、中学校では49%であり、部活動に関わる時間が長く、授業の準備等を行う時間の確保が難しい状況にあるとしている。

また、問題解決のため

- ① 勤務時間の管理と意識改革。
- ② 業務改善の推進。
- ③ 外部人材の活用。
- ④ 部活動の適正化。
- ⑤ 保護者・地域への理解促進。

するシステムを検討する。

成績処理や指導要録など統合して業務処理を行う「統合型校務支援システム」の導入を考えている。

部活動指導員の配置については、学校から要望があれば考えたい。

「中学校部活動方針」を策定中だが、週2日以上の日を設けることなど、学校で検討してもらっている。文書の配布やホームページを活用し、教員の「働き方改革」について理解と協力を求めている。

答 峯野教育長

残業時間を把握する仕組みはなく、今後、勤務時間を把握し、集計

徳島県では、全国平均の約2倍、10人に2人は糖尿病で亡くなっている。糖尿病は、高齢化の進行とともに増える傾向がある。また、子どもの肥満が社会問題化していて、今後、さらに対策の強化が求められる。

本町における実態と取り組みの現状、今後の課題は、

答 福井町長

患者数と罹患率は、増加している。ただ、患者数の増加は、個別訪問等の指導による結果とも言え、重症化予防につなげているとも



ふるさと納税の今後は



横尾 政明 議員

質 横尾議員

ふるさと愛や返礼品に對しての寄付額に終わりはな



ふるさと納税サイト「さとふる」

答 福井町長

いと考えるが、次年度に向け返礼品の増加や目標額等は設定しているのか。企業にとってメリット大である『企業版ふるさと納税』に向けた地方創生プログラムを立ち上げるべきだ。

返礼品については5事業者、5種類、36品あるが、他町に比べ種類と数が少ないと認識している。寄付件数を増やすためには、返礼品の増加と充実が必要であり、町内各事業所からのさらなる『さとふる』への登録をお願いしたい。目標額は設定していないが、寄付額を多くするよう努めている。

『企業版ふるさと納税』については、牟岐町総合戦略の各事業を進めていく中で挑戦したい。

地方創生応援税制(「企業版ふるさと納税」)

制度のポイント

- 志のある企業が地方創生を応援する税制
⇒地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、税額控除の優遇措置
- 企業が寄附しやすいように
・税負担軽減のインセンティブを2倍に
・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止

例) 100万円寄附すると、法人関係税において約60万円の税が軽減
2倍に

損金算入 (約3割)	税額控除 (3割)
------------	-----------

制度活用の流れ

① 地方公共団体が地方版総合戦略を策定
② 地方公共団体が地域再生計画を作成
③ 計画の認定 (内閣府)
④ 寄附 (企業)
⑤ 税額控除 (国(法人税))

企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)

※1 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
※2 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

認定事業 (平成30年3月現在) 472事業 総事業費1,233億円
第1回は5月、第2回は9月、第3回は1月に申請受付予定

移住・定住に関する

取り組みは

質 横尾議員

空き家バンク登録住宅を短期滞在型体験施設として活用しては。

また、家・土地・仕事あり等の町独自の取り組みがあると、もっと移住希望者があるのでは。

答 福井町長

短期滞在型体験施設は、移住希望者に牟岐町を知っていただくために必要な施設であり、空き家所有者に活用を呼びかけている。雇用もセットにした移住施策としての町独自の取り組みはないが、交付金活用事業として、『ふるさと回帰体験ツアー』を企画している。

[行政常任委員会の町内施設視察]



避難広場（中村字杉谷）



海部老人ホーム



河内活性化センター



海部消防組合

臨時議会

6月21日に開催。次の議案を審議しました。

◎物品購入契約の締結

水槽付消防ポンプ自動車購入契約を締結するため、議会の議決を求めるもので、契約金額は3596万4千円、契約先は徳島防災(株)、納期は12月27日。

(原案可決)



お気軽に皆さんのご意見
ご感想をお寄せください。
電話 七二一三四二一
FAX 七二一二七一一
「広報編集委員会」まで
お願いします。

編集後記

6月18日、大阪府北部で、突然震度6弱の直下型地震があり、大きな被害が出ました。

自然は、時に人間に牙を剥きます。

この広報が届く頃には、朝晩、随分過ぎしやすくなっていると思いますが、自然は、いつその牙を剥くか分かりません。

南海トラフを震源とする巨大地震津波が起これば、東日本大震災より桁違いに大きな被害が想定されています。

被害が広範囲に及ぶため、それが3日になるのか、1か月になるのか想像もできませんが、しばらくの間は、自助・共助で乗り切らなければなりません。

そのためにも、常日頃、最低限の準備だけは整えておきたいものです。

児童手当について

児童手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。（公務員のかたは勤務先に）

◆支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

◆支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

◆支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

例）6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

児童手当制度では、以下のルールを適用します

1. 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
5. 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

お問い合わせは 牟岐町住民福祉課（TEL 72-3416）まで

児童扶養手当について

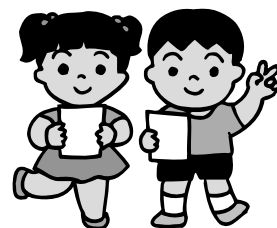
児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。

児童扶養手当とは

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。なお、支給は、児童が18歳に達した年度末（障害の状態にある児童の場合は20歳）までです。

手当の対象となる児童

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定める障害のある児童
- 父または母が生死不明な児童
- 父または母が1年以上遺棄している児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童



※受給者の所得が一定額以上ある場合や公的年金等を受給している場合は、一部又は全部が支給されません。

お問い合わせは 牟岐町住民福祉課（TEL 72-3416）まで

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいのある児童をご家庭で保護、監督している父や母、または父母に代わって児童を養育している方に対し支給される手当です。

◆対象となる児童

20歳未満で、身体や精神に重度障がいまたは中度障がいのある児童

◆手当を受けることができない場合

- 1、手当を受けようとする人、対象となる児童が、日本に住んでいない場合
- 2、児童が肢体不自由施設や知的障害児施設などの施設に入所している場合
- 3、児童が障害を理由として厚生年金など公的年金を受けることができる場合
- 4、手当を受けようとする人の前年の所得が一定額以上ある場合

◆支給額

支給される手当の月額額は障害児1人につき1級（重度障がい児）51,700円、2級（中度障がい児）34,430円となっています。

※手当額は毎年度変更になる可能性があります。

◆特別児童扶養手当の支払日

手当は、請求した月の翌月分から支給され、年3回、支給月の前月分までの4か月が支払われます。

4月期（12月～3月分）	4月11日
8月期（4月～7月分）	8月11日
12月期（8月～11月分）	11月11日

◆申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・請求者（手当を受けようとする人）と対象児童の戸籍謄本
- ・特別児童扶養手当認定診断書
- ・請求者名義の預金（貯金）通帳
- ・請求者、配偶者、対象児童の通知カードまたは個人番号カード

※この他にも個別の事由により必要な書類があります。

※詳しくは牟岐町住民福祉課までお問い合わせください。TEL. 72-3416

後期高齢者医療制度、被保険者のみなさまへ

ジェネリック医薬品による自己負担額軽減のお知らせを発送します

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、新薬と同等の効果、効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を平成30年9月下旬に送付します。

通知の対象者は、本年5月に医療機関で新薬を処方され、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が大きく軽減される方です。

なお、全てのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、利用を希望される場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

お問い合わせ

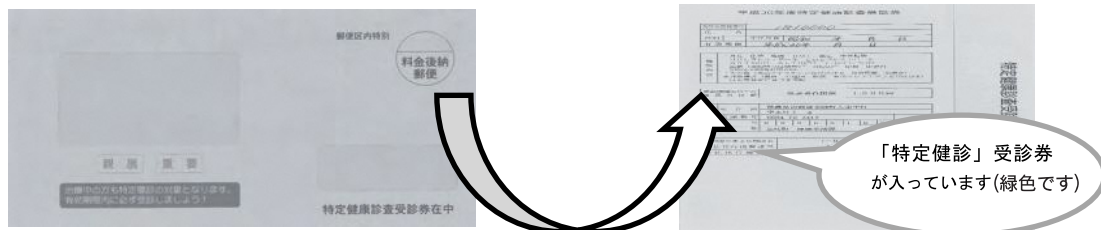
徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課

電話 088-677-3666

加入中の保険の種類に関わらず年に1度は健診を受けましょう!

■牟岐町国保 加入中のみなさまへ

ご自宅にこんな封筒届いていませんか? (緑色です)



病院に通院中の方でも

「特定健診」を受ける必要があります。いつもの検査と特定健診はちがうのです。

「特定健診」は生活習慣病予防のための検査が充実しています。

「特定健診」受診券の有効期限は平成30年12月22日まで

期限内に必ず受診しましょう!!

■後期高齢者医療 加入中のみなさまへ

生活習慣病で通院中の方は、かかりつけ医での治療を継続してください。

生活習慣病で通院中でない方は、特定健診を受けることができます。

申し込みが必要ですので、下記までお問い合わせください。

後期広域連合 (TEL. 088-677-3666) もしくは健康生活課 (TEL. 72-3417) まで

■社会保険 加入中のみなさまへ

40歳以上の方は、ご加入の保険者で特定健診を期限内に必ず受けましょう!

特定健診受診券を発行してもらえば、町の集団健診でも受けられます。

詳しくは加入中の保険者にご確認ください。

■20歳~39歳 牟岐町国保 加入中のみなさまへ

若いうちから健診をうけてもらいたいので、牟岐町ではヤング健診を実施しています。無料で健診を受けることができます。集団健診でも町内医療機関でも特定健診を受けられます。

詳しくは健康生活課 (TEL. 72-3417) までお問い合わせください。



全国の年金事務所で 年金の予約相談を実施しています!

年金相談・お手続きの際は

予約のうえ、年金事務所を訪問してください。



【徳島南年金事務所】

〒770-8054 徳島市山城西4-45

●年金請求や受取りに関するご相談・ご予約

電話番号：088-652-1511 (自動音声案内① ⇒ ②)

●加入・納付・免除手続きに関するご相談

電話番号：088-652-3114

電話番号：088-652-1511 (自動音声案内② ⇒ ②)

8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「平成30年7月31日」となっている紫色の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。

7月中に市町村担当課から、有効期限 平成31年7月31日と記載された新しい被保険者証【濃いクリーム色（黄色）】をお届けします。

平成30年8月1日から平成31年7月31日までの一部負担金の割合（1割又は3割）は、平成29年中の所得に基づき、改めて判定します。

8月1日以降は、古い被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えないようご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 年 月 日

被 保 険 者 番 号	
被 保 険 者 住 所	
被 保 険 者 氏 名	
被 保 険 者 生 年 月 日	
資 格 取 得 年 月 日	
発 行 期 日	
交 付 年 月 日	
一 部 負 担 金 の 割 合	
保 険 者 の 印	
保 険 者 の 番 号 及 保 険 者 の 姓 名	

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 平成31年7月31日

※ご確認ください！

新しい被保険者証の有効期限は
平成31年7月31日
になっています。

【一部負担金の割合の判定方法について】

1割負担となる方		
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満		
3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は1割（要申請）	520万円未満は1割（要申請）
	383万円以上は3割（※）	520万円以上は3割

※70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割（要申請）

※後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（薄い紫色）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が「平成30年7月31日」となっています。

平成29年度の認定証をお持ちの方で平成30年度住民税非課税世帯の方には、7月末までにお住まいの市町村から「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。

認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の方で「過去12か月で90日を超える入院」をされた方は、お住まいの市町村担当窓口申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。

※平成30年8月から高額療養費の上限額が変わります（現役並み所得の方）

平成30年8月以降、年収約370～1,160万円（課税所得145～689万円）に該当する方は、ひと月にひとつの医療機関での支払いが高額になる可能性があるため、市町村窓口にて、「限度額適用認定証」の交付の申請をおすすめします。

※限度額適用認定証の交付を受けていない場合でも、後日、上限額を超えて支払った医療費を払い戻すための申請をすることは可能です。

臓器提供の意思表示にご協力ください

新しい被保険者証(有効期限平成31年7月31日)の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった方に他の方の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。

臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。

臓器提供についてよく考え、家族とよく話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。

なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

注意事項
保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。
備 考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3 私は、臓器を提供しません。
< 1又は2を選んだ方で、提供をしない臓器があれば、×をつけてください。 >

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】
(特記欄:)

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆): _____

家族署名(自筆): _____

◆自分の意思に合う番号を選択
自分の意思に合う番号を1から3までの中からひとつだけ選んで○をしてください。

◆提供したくない臓器の選択
1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。なお、提供できる臓器は以下のとおりです。
脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球
心臓が停止した死後：腎臓・膵臓・眼球

◆特記欄への記載について
1又は2を選んだ方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。
親族に優先して臓器提供をしたい方は、「親族優先」と記入できます。

◆本人署名・家族署名について
本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。また、家族署名欄には、この意思表示欄の記入を知っている家族が、その確認のために署名してください(家族署名欄の署名がなくても意思表示は有効です。)

※ 臓器提供意思表示欄記入後に、「個人情報保護シール」をはり付けることにより、記入内容を他の人に知られないようにすることができます。このシールは被保険者証同封パンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」に付いています。
※ 記入する場合は、ボールペン等の消えないペンを使用してください。

※平成30年度の保険料の決定通知書を8月初旬にお送りします。
平成30年度の保険料が、年金から差し引かれている方は、4月分から8月分までは、仮徴収としてお支払いいただくこととなっております。
保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払方法のお知らせをお送りします。
また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく方についても、市町村から年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。

*****後期高齢者医療制度に関するお問い合わせ先*****
徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 牟岐町役場 健康生活課 後期高齢者医療担当
徳島市川内町平石若松78番地1 牟岐町大字中村字本村7番地4
電話 088-677-3666 電話 72-3417

平成30年度後期高齢者医療制度の歯科健康診査について

後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施しています。

また、徳島大学歯学部において、口腔ケアと体の健康、医療費や介護給付費との関連を調査しています。定期健診を受けたり口腔ケアを行うことは、全身の健康にとっても重要であることが示されています。

今年度の対象者は、ぜひ歯科健診を受診しましょう。

対象者

○平成29年中に節目の年齢になられた方[昭和17年、昭和12年、昭和7年、昭和2年生まれの方]

ただし、長期入院患者や施設入所者は対象外です。

〔 長期入院患者や施設入所者の方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者等の指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象者から除いています。 〕

なお、対象者には歯科健診受診券のハガキが送付される予定です。長期入院患者・施設入所者の方にハガキが届くこともありますので、対象外ですので健診はご遠慮ください。

受診場所

 後期高齢者の歯科健診の実施協力歯科医院

○受診可能な歯科医院の一覧表を市町村窓口・広域連合窓口で配布予定です。

また、広域連合及び県歯科医師会のホームページに掲載予定です。

受診方法

 事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約の上受診してください。

健診項目

 問診、口腔内診査、口腔機能評価等

受診費用

 無料

受診期間

 平成30年9月1日～平成30年11月30日

持っていくもの

 後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券のハガキ

その他注意事項

○健診の予約日を忘れないようにしてください。

○歯科健診は期間中に1回のみです。後日重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきますのでご了承ください。

○歯科健診自体は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますのでご注意ください。

○健診結果は、広域連合又はお住まいの市町村での口腔保健指導及び徳島大学との共同研究による分析調査に活用することがありますので、ご了承ください。

後期高齢者医療制度の歯科健康診査に関するお問い合わせ先
徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
徳島市川内町平石若松78番地1
電話 088-677-3666

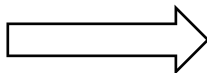
引越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに!

入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は
市区町村窓口での「**正確な住所の届出**」が必要です! (法律上の義務です)

住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、
国民年金、選挙人名簿の登録などにつながる大切な手続きです。

◎他の市区町村に転出・転入される場合

[転出前に]
転出届を提出して
転出証明書を受け取る



[転入した日から14日以内に]
転出証明書を添えて
転入届を提出

◎同一の市区町村内で転居される場合

[転居した日から14日以内に]
転居届を提出

住民の皆様を送付されている

身分証明書となる



マイナンバーの「通知カード」

「マイナンバーカード」

これらの「住所」も最新のものにする必要があります。
※詳しくは、牟岐町住民福祉課 (TEL 0884-72-3415) へお問合せください

中小企業退職金共済

人も、会社も、もっと **元気に!**

中退共 CHU TAI 共 K Y O
小企業 退職金 共済制度

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK

詳しくはホームページへ
中退共 検索

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

地籍調査の実施について

地籍ってなに？

地籍とは、土地に関する戸籍のようなもので、それぞれの土地には土地登記簿や地図（公図）が法務局に備え付けられています。それら資料の多くは、明治時代の土地調査を基礎としているため、測量精度が低く、記録が正確ではない場合も多いことから、土地に関するトラブルの原因にもなっています。

なぜ、地籍調査をするの？

地籍調査を実施することにより、土地に関する正確な記録と精度の高い地図が作成され、土地に関するトラブルの未然防止や境界の復元、災害復旧の迅速化を図ることができます。

本町では、平成23年度から地籍調査事業に着手し、調査を行っています。

一筆地調査

一筆ごとの土地について、所有者・地番・地目・境界・面積の調査や測量を行い、地図と簿冊を作成し、関係土地所有者の方々の閲覧・確認後、法務局へ送付します。

地籍調査の費用負担

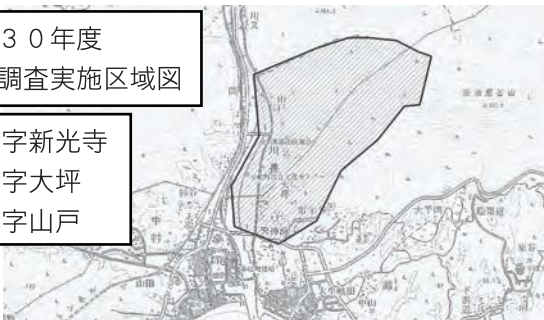
地籍調査の費用は、国50%・県25%・町25%の負担で行いますので、原則として個人負担は発生しません。

ただし、立会における交通費などの経費は、個人の方にご負担いただくことになります。

今年度実施地区

平成30年度
地籍調査実施区域図

川長字新光寺
川長字大坪
川長字山戸



調査期間中、一筆地調査については、土地所有者の方の立ち会いをお願いします。また、皆さんの土地に町職員や測量業者が立ち入る場合があります。

地籍調査を順調に進めていくために、皆様のご理解とご協力をお願いします。
牟岐町建設課地籍調査係 TEL 72-3418

職業訓練説明会のお知らせ

スキルアップを通じて早期の就職を目指す方のために職業訓練があります。

職業訓練を受講して早期の就職を目指したい方、どのような訓練があるのか知りたい方はぜひ参加してください！

開催時期：8月22日(水)、9月19日(水)、10月17日(水)、11月14日(水)、12月19日(水)

開催場所：ハローワーク牟岐 2階会議室

開催時間：午前10時～午後11時

お問い合わせ先：ハローワーク牟岐 職業訓練担当 電話 0884-72-1103

平成30年度コミュニティ助成事業

宝くじ助成事業により牟岐町の阿波踊り連「鼓太郎(こたろう)」が衣装や鉦、太鼓用革などの阿波踊り用備品を購入しました。阿波踊りを通して地域コミュニティ活動の更なる活性化や世代間交流などを図ってまいります。

宝くじ助成事業により牟岐町の阿波踊り連「連・百夏(れん・ひゃっか)」が平太鼓や鳴物カバー、衣装などの阿波踊り用備品を購入しました。阿波踊りを通して地域コミュニティ活動の更なる活性化や世代間交流などを図ってまいります。



犬猫の避妊・去勢手術費用の一部を補助します。

牟岐町で飼われている犬・猫を対象として、1頭につき5,000円を合計10頭に補助を予定しています。(申込者が多い場合は抽選)

犬については、登録と平成30年度狂犬病予防注射を済ませていることが必要です。

(申し込み方法)

官製往復はがきに、飼い主の住所、氏名、電話番号、犬・猫の別、名前、年齢、性別、毛色、犬の場合は犬の登録鑑札番号及び狂犬病予防注射済票番号を記入し、徳島県獣医師会にお申し込みください。

なお、返信用はがきの宛名欄にも申込者の住所、氏名、郵便番号を記入してください。

詳しくは、徳島県獣医師会(TEL.088-663-6607)へお問い合わせ下さい。

(申込先住所)

〒770-8007 徳島市新浜本町二丁目3番6号(公社)徳島県獣医師会

(申込期間)

平成30年10月1日～平成30年10月31日(必着)

(手術期間)

平成30年11月～平成31年1月

犬は正しく飼いましょう

犬は常に鎖などでつなぐか、柵で囲うなどして飼うように義務付けられています。

放し飼いは人をかんだり、畑や庭を荒らしたりする原因になりますし、他の犬や猫を傷つけたり、野犬を増やすことにもつながります。昼夜を問わず、絶対に放し飼いはしないようにしましょう。

また、犬を飼っている方は、生後91日以上の子犬に対して登録(生涯で一度)と毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。

犬の鑑札と予防注射済票は犬の首輪等に必ず装着してください。

【お問い合わせ】

徳島県南部総合県民局保健福祉環境部(美波) (美波保健所)生活衛生担当
0884-74-7345

「海部の樵木林業」が県内初となる「林業遺産」に登録!

海部郡に古くから伝わる「樵木林業(こりきりんぎょう)」が、一般社団法人日本森林学会が選定する2017年度林業遺産として平成30年5月29日に登録されました。

樵木林業とは、

美波町の日和佐川や牟岐町の牟岐川流域などで、江戸時代に始まり、燃料革命以前の昭和40年代頃まで約600戸により、この区域内で広く実施され、炭や薪に使うカシ、シイ、ウバメガシ等の常緑広葉樹林で発達しました。

一度に多量の材木を確保できる皆伐ではなく、択抜により山林を適切に管理し、原木を切り出した後の斜面を搬出路として利用して木馬で山土場まで運搬した後、水運により河口まで搬出する独特の方法です。

大消費地である近畿地方での需要を背景に、農閑期の副業的な仕事として、農家の生活や地域の経済に大きく貢献してきましたが、スギ・ヒノキの急拡大と薪炭需要の激減により、現在は数軒が行うだけになっています。

問い合わせ先

牟岐町産業課 TEL.72-3420

「松ヶ磯」が四国八十八景に選定されました。

四国の良さをより多くの人に知ってもらうために、四国が誇る四国らしい風景や街並みなどの景観を「四国八十八景」として選定し、魅力ある「四国八十八景」を国内・国外に向けてプロモートすることで四国への観光客増加と地域活性化の実現を目的とする「四国八十八景プロジェクト」が四国地方整備局外18組織で立ち上げられました。

牟岐町からも、モラスコむぎ前の浜に広がる松ヶ磯の風景が「四国八十八景」の1つとして選定されたので、この機会にご町内の皆様も松ヶ磯を眺めながら、のんびりとした時間を過ごしてみたいはいかがでしょうか。



知っていますか?建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主：建設業を営む方
対象となる労働者：建設業の現場で働く人
掛 金：日額310円

★特徴

- ◎国の制度なので安全、申し込み手続は簡単です。
- ◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

建退共制度の特例措置のお知らせ。
建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続の特例措置を実施しております。

☆建退共から事業主の皆様へお願い

- ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に張付して下さい。
- ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導して下さい。

ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q & Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧下さい!!

[建退共](#)[検索](#)

※詳しいことは、最寄りの建退共支部へお問い合わせ下さい。

「四国の右下観光局」は宣言します!

「四国の右下」とも呼ばれる県南部には、「豊かな自然」、「類い希な伝統文化」、「豊富な食材」など、国内はもちろん、海外にも誇れるすばらしい宝物があります。

また、わが国では、2020年東京オリ・パラをはじめとした大規模国際スポーツ大会の開催を控え、特に「ワールドマスターズゲーム2021関西」においては、県南部でも競技が実施されることが決定しており、地域の魅力を国内外にアピールする千載一遇のチャンスが巡ってきています。

これまで、各市町が、また各事業者が個別に観光事業に取り組んできました。しかし、せっかく多様な観光資源が各所にあり、多くの方に県南部を体験していただける機会がやってくるのですから、単にどこかに来て帰ってもらうだけでは、もったいない!

たしかに1つ1つの地域は小さく、訪れる多くの方々を受け入れられるのか、楽しんでいただけるのか、不安もあるかもしれません。しかし、「四国の右下」は決して小さくありません。個性豊かな地域が連携することにより、多くの方を受け入れられる、魅力的な目的地となります。

そんな観光地域づくりの「舵取り役」が、私たち「四国の右下観光局」です。

私たちは、皆さんといっしょに地域の観光資源に一層の磨きをかけ、「観光」で県南部に「仕事」を生み出し、将来も子どもたちが地域で住み続けることができる“持続可能なまちづくり”を目指します。

私たちに期待してほしいこと、地域の皆さんに期待すること

- (1) 皆さんの観光地域づくりのお手伝いをします 皆さんの活動アイデア、教えてください!
- (2) 四国の右下の魅力を国内外に発信します 皆さんのお気に入り、教えてください!
- (3) 多くの観光客を四国の右下に呼び込みます 皆さんが「おもてなし」の主役です!
- (4) 四国の右下での観光客による消費を促します 皆さんがつくる「おいしいもの」「おもしろいこと」、存分に楽しんでもらいましょう!

【お問い合わせ先】一般社団法人 四国の右下観光局 TEL:0884-70-5880

自衛官募集

	自衛官候補生採用試験案内 (技術と体力を磨く任期制自衛官のコース)	一般曹候補生採用試験案内 (部隊の中核となる自衛官を目指すコース)	航空学生採用試験案内 (海、空自衛隊のパイロットを目指すコース)
応募資格	18歳以上27歳未満の男女		航空 高卒(見込み含む)21歳未満の男女 海上 高卒(見込み含む)23歳未満の男女
受付期間	現在受付中	平成30年7月1日(日)~9月7日(金)まで受付中	
入隊時期	30年度は9.10.12月のいずれか、31年度は4月	31年4月	
試験期日 試験場	受付時お知らせします (県内で実施します)	1次試験:平成30年9月21日(金)か22日(土)のうち希望する1日 (県内で実施します)	1次試験:平成30年9月17日(月) (県内で実施します)
試験内容	筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査 ※体力試験はありません	1次試験:筆記試験、適性試験 2次試験:身体検査、口述試験※体力試験はありません	1次試験:筆記試験、適性試験 2次試験、3次試験についてはお問い合わせください
合格発表	受付時にお知らせします	平成30年11月9日(金)	平成31年1月22日(火)

※ 詳細内容、試験内容等は、お気軽にお問い合わせ下さい。
お問合せ・ご用命は 自衛隊阿南地域事務所 0884(22)6981

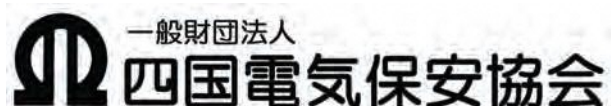
8月は「電気使用安全月間」です

テーブルタップを使って、いくつもの電気器具を同時に使っていませんか。この状態をタコ足配線といいます。テーブルタップのコードは、流せる電流の量に制限があります。

タコ足配線は、コードが過熱して火災の原因になることがあります。器具が増えたらコンセントを増やしましょう。



電気安全のご相談は、お気軽に下記までご連絡ください。
徳島支部 (牟岐事業所) TEL (0884) 72-3268



障害を理由とする差別をなくそう

障害者差別解消法

正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

この法律は、平成28年4月1日よりスタートし、「不当な差別的取り扱い」及び「合理的配慮の不提供」を禁じています。障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が障害のある人に対して、

* 「不当な差別的取り扱いの禁止」

正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

例：

- スポーツクラブなどに入会の際、障がいがあることを伝えると、そのことだけを理由に入会を断られた。
- 障がいのある人がアパート等の部屋探いを頼んだが、探しにくいということで、希望を聞く前に断られた。

* 「合理的配慮の提供」

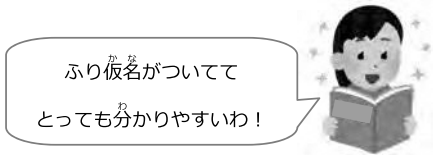
障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること)を求めています。

例：書類などで・・・
■ 知的障がいのある人が確認が必要な書類を見た
その人にとっては、難しい漢字や文章が多く、理解できないものであった。



～こんな心づかいで差別をなくしていこう～

■ 書類の文字を大きくしたり、ふり仮名をつけたりする。また、代わりに読み上げたり、大切なところをわかりやすく説明したりする。



合理的配慮の事例は内閣府のホームページにあります。

合理的配慮サーチ 検索

お問い合わせ 牟岐町役場 住民福祉課 ☎72-3416

環境衛生に対する活動費として寄付金がありました。

株式会社オオキタ様より10万円の寄付をいただきました。

環境衛生、千年サンゴの保全活動費として活用させていただきます。

ありがとうございました。



南海道地震津波の記録

「海が吠えた日」より

海が吠えた日

浜崎 故 杉口 正

長かった戦争も終わり、弟や近所の方々で戦場から復員してやつと我が家にも平和な生活が見え出したところで、この年はスルメイカが大漁で連日浜はにぎわっておりました。

昭和二十一年十二月二十一日早朝のことでした。

大きな地鳴りと共に未だかつて経験したことのない大地震、電灯は消え真暗のなか、ふとんの中でおびえておりました。数分は揺れたでしょうか。

急に浜の方が騒がしくなってきました。あら！津波だと直感しました。私は急いで服を着用、靴を履き高台へ逃げました。逃げ遅れた人は死亡したり、恐ろしい目に遭いながら高台へ逃げて来

ました。

昌寿寺山の上では暗くて下は見えませんが、あちらの谷間で、またこちらの田圃で「助けて助けて」と悲鳴が聞えましたがどうすることもできません。そのうちに声も跡絶えてしまいました。

しばらくして東の空が明るくなり、町並みがうっすらと見えてきました。自宅の残った者、流失して跡形もない人などいろいろです。町の青年団の方々による炊き出しが始まり、空腹を免れながらも心配でした。

しばらくの間余震にもおびえました。浜辺に立って沖を眺めると流失した家財や木材・セイロ・藁その他いろいろの浮流物で海水が見えません。時間が経つとともに次第に落ちてきました。しかし薄着のせいか寒くてなりません。近所の方に毛布を借り暖を取りました。

保育園夏祭り

平成30年7月19日(木)に牟岐保育園で夏祭りが開催されました。



Pick Up Mugi ●●

牟岐手づくりの会

活動内容を教えてください。

手づくりの作品販売と展示、体験講習を通しての友達づくり。

牟岐町に対する要望は。

町に活気を！町内と町外の人達との明るくておしゃれな交流の場の提供。

今後の目標は。

新会員の発掘と募集。定期的な手作り市の開催、徳島市内出展も視野に。

「広報むぎ」の感想は。

行政や行事がわかりやすく広報されていて楽しみにしている。



代表者：小栗加代子（連絡先：72-1264）